



島根県報

平成16年 9 月28日 (金)
号外 第 102 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 1

告 示

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正 (環境政策課) 5

公布された条例等のあらまし

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (規則第72号)

1 規則の概要

(1) クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする場合の届出の様式を定めることとした。(第4条・様式第1号の2関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年10月1日から施行することとした。

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第72号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和46年島根県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「クリーニング所の増築」を「クリーニング所又は無店舗取次店(以下「クリーニング所等」という。)の増築」に、「クリーニング所の構造設備」を「クリーニング所等の構造設備」に、「第1項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第5条第2項の規定によるクリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗(以下「無店舗取次店」という。)において、営業をしようとする者は、無店舗取次店営業届(様式第1号の2)を保健所長に提出しなければならない。

第5条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「の届出事項の変更(第4条第2項)」を「若しくは無店舗取次店営業届の届出事項の変更(第4条第3項)に、「クリーニング所の」を「クリーニング所等の」に、「クリーニング所届出事項変更届」を「クリーニング所等届出事項変更届」に、「クリーニング所廃止届」を「クリーニング所等廃止届」に改める。

第5条の3中「クリーニング所」を「クリーニング所等」に改める。

様式第1号中「管理者」を「管理人」に、

「
従
業
員
」

を

「
従
事
者
」

に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 4 条関係)

年 月 日

島根県 保健所長 様

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

印

無 店 舗 取 次 店 営 業 届

下記のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第 5 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

無店舗 取次店	名 称					
	自動車登録番号又は車両番号					
	車 両 の 保 管 場 所					
	営 業 区 域					
	営 業 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日			
	業 務 用 車 両 の 構 造					
営業者	氏 名		生年月日	本 籍	住 所	電話番号
従 事 者	ク リ ー ン グ 師	登録番号	氏 名	生年月日	本 籍	住 所
		計	人			
	他の従事者	計	人			
法第 3 条第 3 項第 5 号の洗濯物の取扱いの有無						

添付書類

- 1 業務用車両の構造の概要を明らかにした仕様書及び平面図
- 2 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

様式第5号中「クリーニング所届出事項変更届」を「クリーニング所等届出事項変更届」に、「クリーニング所開設届」を「クリーニング所開設届(無店舗取次店営業届)」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に、

「

クリーニング所	名称		を
	所在地		

」

「

クリーニング所等	名称		に、
	所在地(車両の保管場所)		
	自動車登録番号又は車両番号		
	営業区域		

」

「添付書類

- 1 構造設備の変更の場合は、変更後の構造設備の概要を明らかにした仕様書及び平面図 を
- 2 営業者の住所又は氏名の変更の場合は、クリーニング所検査確認済証 』

「添付書類

- 1 構造設備の変更の場合は、変更後の構造設備の概要を明らかにした仕様書及び平面図 に改める。
- 2 クリーニング所の営業者の住所又は氏名の変更の場合は、クリーニング所検査確認済証

注 不要の文字は、抹消すること。 』

様式第6号中「クリーニング所廃止届」を「クリーニング所等廃止届」に、「クリーニング所を」を「クリーニング所等を」に、「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「クリーニング所の」を「クリーニング所等の」に、「クリーニング所の所在地」を「クリーニング所等の所在地(自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所)」に、「添付書類クリーニング所検査確認済証」を

「添付書類 クリーニング所の場合は、クリーニング所検査確認済証 に改める。

注 不要の文字は、抹消すること。 』

様式第6号の3中「クリーニング所営業者地位承継届」を「クリーニング所等営業者地位承継届」に、「クリーニング所営業者の」を「クリーニング所等の営業者の」に、「クリーニング所の名称及び所在地」を「クリーニング所等の名称及び所在地(自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所)」に、

「添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき 相続人として選定されたものにあつては、その全員の同意書 を
- 3 届出者が他にクリーニング所を開設しているときは、その数、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類 』

「添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき 相続人として選定されたものにあつては、その全員の同意書 に改める。
- 3 届出者が他にクリーニング所等を開設しているときは、その数、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類

注 不要な文字は、抹消すること。 』

様式第6号の4中「クリーニング所営業者」を「クリーニング所等営業者」に、「クリーニング所の営業者」を「クリーニング所等の営業者」に、「クリーニング所の名称及び所在地」を「クリーニング所等の名称及び所在地(自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所)」に、「クリーニング所を」を「クリーニング所等を」に改める。

附 則

この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。

告 示

島根県告示第926号

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成12年島根県告示第204号）の一部を次のように改正し、平成16年10月 1 日から施行する。

平成16年 9 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

表Bの項当てはめる地域の欄中「安来市」を「安来市（旧広瀬町の区域を除く。）」に、「江津市」を「江津市（旧桜江町の区域を除く。）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいい、「都市計画区域であって用途地域の定められていない地域」とは、同法第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。
- 2 「旧広瀬町の区域」及び「旧桜江町の区域」とは、平成16年 9 月30日現在のものをいう。

